

令和2年第2回臨時会補正予算 補助金等点検評価調書

【評価結果の表示について】 A～補助金等としての妥当性を有し、補助率も基準以内で補助金等支給根拠等も整備されているため、問題なく補助金等として認める。

(単位：千円)

No	補助金等の名称		令和2年度 当初予算額	うち 一般財源	令和2年度 補正予算額	うち 一般財源	比較	うち 一般財源	事業の概要	一次評価		二次評価		
										評価結果	評価内容	評価結果	評価内容	
1	おとふけ飲食店応援クーポン券事業交付金		/	/	47,996	47,996	47,996	47,996	全町民に対して1名あたり1,000円(額面500円×2枚)のクーポン券を交付する。(補助率10/10) (期間：1年)	A	国及び北海道から緊急事態宣言が出され、不要不急の外出自粛要請がなされたことにより人の動きが制限され、特に観光業と飲食業への影響は大きいものとなっている。国や道では、融資制度の充実や雇用調整助成金、個人・企業への給付金及び納税猶予・免除など様々な対策を講じている。本町においても飲食店を支援するため、おとふけ飲食店応援クーポン券を発行することにより消費喚起を促す。体力のない飲食店が廃業に追い込まれる前に、スピード感を持って事業を開始する必要がある。なお、事業開始は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めた上で判断する。	A	担当課の評価のとおりとする。	
補助金等の分類		補助金												事業費補助金等
事業実施主体		音更町商工会												
担当課		商工観光課												
終 期		1年												
2	音更町飲食店給付金		/	/	7,500	7,500	7,500	7,500	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が減少した飲食店に対し、固定経費の一部として一律5万円を給付する。 (補助率10/10) (期間：1年)	A	北海道において2月末から外出自粛要請が出され、売上げが減少している町内飲食店においては、家賃等の固定費が大きな負担となっている。このような状況が続いた場合、体力のない飲食店は廃業する恐れがあることから、早急な対応が求められる。国の生活支援金等の支援策は支給まで時間を要することが想定されるため、早急な支給が可能である本給付金は、飲食店の事業継続に一定の効果が期待できる。	A	担当課の評価のとおりとする。	
補助金等の分類		その他給付金												事業費補助金等
事業実施主体		町内飲食事業者												
担当課		商工観光課												
終 期		1年												
3	音更町宿泊助成事業補助金		/	/	52,500	52,500	52,500	52,500	音更町十勝川温泉観光協会が実施する宿泊助成事業に対して、1泊につき2,000円(1回の利用につき1人当たり2泊分を限度とする。)を補助する。 (補助率10/10) (期間：1年)	A	新型コロナウイルス感染症の影響による宿泊施設の営業休止及び宿泊キャンセルにより、音更町の観光産業は多大な被害を受けている。町内観光産業の復興が急務という状況である中、町民宿泊助成事業を実施することで、町内観光事業者や関連事業者へ経済波及効果をもたらし、本町の観光振興を図るものである。なお、事業開始時期については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めた上で判断する。	A	担当課の評価のとおりとする。	
補助金等の分類		補助金												事業費補助金等
事業実施主体		音更町十勝川温泉観光協会												
担当課		商工観光課												
終 期		1年												
4	音更町宿泊施設事業継続支援給付金		/	/	20,000	20,000	20,000	20,000	町内宿泊収容人数に応じて1人につき5,000円(最大収容人数が20人未満の小規模施設は10万円)を給付する。 (補助率10/10) (期間：1年)	A	新型コロナウイルス感染症の影響による宿泊者の減少により、町内の観光宿泊施設は甚大な被害を受けている。このような厳しい状況にある宿泊事業者に対し、スピード感を持って本給付金を支給することにより、宿泊事業の継続と雇用の維持を図るものである。	A	担当課の評価のとおりとする。	
補助金等の分類		その他給付金												事業費補助金等
事業実施主体		町内宿泊事業者												
担当課		商工観光課												
終 期		1年												